

平成30年度 弘前市立高杉小学校 いじめ防止基本方針（概略図）

【高杉小学校のいじめに対する基本認識】

いじめの定義：「いじめ」とは、当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

高杉小学校では、すべての児童がいじめを行ったり、行われたりすることなく、笑顔いっぱいの学校生活を送ることができるように、いじめの防止や早期発見及び対応をするための対策を推進します。

学校・家庭・地域、その他関係機関との連携のもと、いじめを許さない、生み出さないという決意で臨みます。

【いじめ防止の中核となる組織】

高杉小学校笑顔づくり委員会

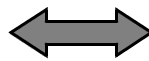
【校内】

校長、教頭、教務主任
生徒指導主任、養護教諭
学級担任（いじめ発生時）

【外部人材】

心の教育相談員
民生委員
学校評議員

報告・相談



協力・支援

外部専門機関

児童相談所 学校医
警察 法務指導監



報告・相談



指導・助言

市教育委員会

【いじめ防止】

- (1) 授業や学級活動・学校行事等を通じた、いじめの起きにくい環境をつくる。
- (2) 心を育てる教育を充実させる。
- (3) 自主的な活動を尊重することで、トラブルを子どもたちの力で解決できる関係性を育てる。

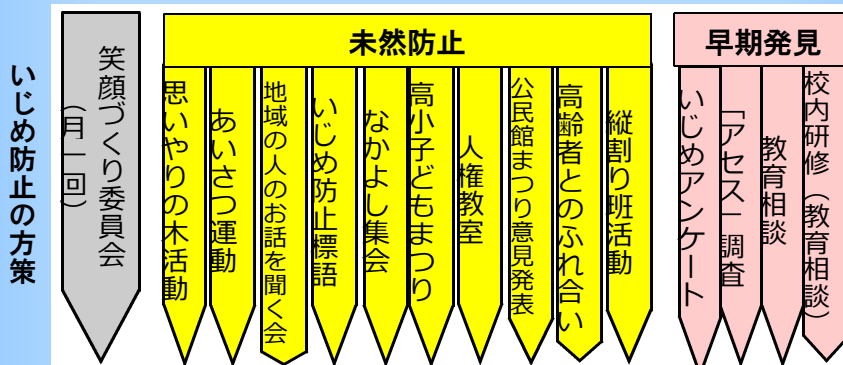
【いじめの早期発見】

- (1) 全ての教職員が子どもの様子を見守り、児童の小さな変化を見逃さない。（週1回の情報交換会、月1回の笑顔づくり委員会の開催）
- (2) 気になる子は、「笑顔づくり委員会」が中心になって、迅速に教育相談等を行う。
- (3) 「アセス調査」と実施し、子どもの悩みや人間関係を把握する。

【いじめへの対応】

- (1) いじめと疑われる行為を発見したら、その場でその行為を直ちにやめさせ、いじめを受けた子やいじめを知らせてきた子の安全を確保する。
- (2) いじめの相談や訴えがあった場合には、真摯に聞き取る。
- (3) 「笑顔づくり委員会」がいじめの疑いに関する情報の収集と記録、共有を行う。（アンケート調査等）
- (4) いじめが確認された場合は、組織的にいじめをやめさせ、毅然とした対応をし、再発防止措置をとる。
- (5) 外部専門家等に必要に応じて、緊急会議に出席してもらう。

【人間関係を豊かにするための年間計画】



家庭・地域へのお願い

- 子どもの話をよく聞きましょう。
- 子どもの様子が変わったと思ったら、学校に相談しましょう。
- 我が子が「いじめる側」にならないよう、話を聞いて聞かせましょう。
- 地域の子どもの温かく見守り、声をかけましょう。
- いじめやしてはいけない行為を見たら注意し、学校や家庭に連絡しましょう。